

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える**新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。

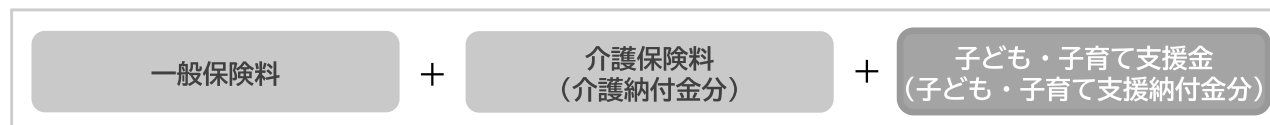
いつから？

開始時期について

- 子ども・子育て支援金は令和8年4月分保険料（5月納付分）より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



- 納入告知書（請求書）には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。



※健保組合は、子ども・子育て支援金の代行徴収的な位置づけになります。

何に使う？

支援金の使途は

- 支援金を財源として、国がこども未来戦略「**加速化プラン**」の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、我が国の**少子化対策を促進**するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

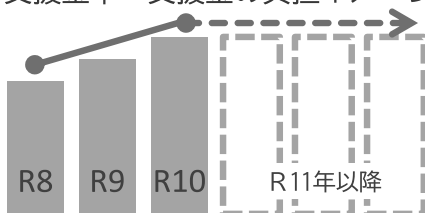
<加速化プランの施策>

- 妊婦のための支援給付 ● 出生後休業支援給付率の引き上げ ● 育児時短就業給付 等

いくら支払う？

どの程度の負担感か

<支援金率・支援金の負担イメージ>



一人当たり負担額・イメージ (標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万の場合
 $30万 \times 0.4\% = 1,200円/月$



<各年度における支援納付金の総額>

R8年度…約6,000億円 ▶ R9年度…約8,000億円 ▶ R10年度…約1兆円

- 負担率（支援金率）は、令和8年からスタートし、令和10年度には**0.4%程度**に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩上がりが増え続けることはありません。
- 健保組合と協会けんぽには、国が一律の支援金率を示すこととなっています。